

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則  
○事務委任規則の一部を改正する規則

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）  
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（二件）

○県営土地改良事業計画の縦覧  
○保安林の指定  
○保安林の指定の解除の予定  
○保安林の指定の解除  
○保安林の指定の解除の予定  
○保安林の指定施業要件の変更  
○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

### 公 安 委 員 会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

ページ

一（人事課）  
一（同）  
二（人事課）  
二（農林水産経営支援課）  
二（同）  
三（農林整備課）  
三（同）  
三（同）  
三（同）  
四（同）  
四（同）  
四（同）  
五（北部地方振興事務所）  
六

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第八十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第六項中第六十三号を第六十四号とし、第四十八号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 住宅宿泊事業に関すること。

第四十一条第七項中「同項第五十一号から第五十五号まで、第五十七号から第六十号まで及び第六十三号」を「同項第五十二号から第五十六号まで、第五十八号から第六十一号まで及び第六十四号」に改め、同条第八項中「第六十三号」を「第六十四号」に改め、同条第九項中第五十号を第五十一号とし、第三十五号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 住宅宿泊事業に関すること。

第四十一条第十項中「同項第三十九号から第五十号」を「同項第四十号から第五十一号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。）

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第八十四号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十号二中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び営業の施設」を「施設」に改め、「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同号ホ中「基準に適合させるための」を削り、同項中第四十七号を第四十八号とし、第十六号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項、第四項及び第六項の規定による住宅宿泊事業に係る届出の受理

ロ 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求

ハ 第十四条の規定による定期報告の受理  
 ニ 第十五条の規定による業務改善命令  
 ホ 第十六条第一項及び第二項の規定による業務停止命令等  
 ヘ 第十七条第一項及び第四十五条第二項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

### 訓令 甲

○宮城県訓令第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十八 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。

イ 住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令及び国土交通大臣への通知（第四十一条）

ロ 国土交通大臣に対する要請（第四十二条）

別表第七 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第五号ニ中「徴収及び営業の」を「徴収、」に改め、「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同項中第四十二号を第四十三号とし、第十一号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 住宅宿泊事業法の施行に関する次のこと。

イ 住宅宿泊事業に係る届出の受理（第三条）

ロ 宿泊者名簿の提出の要求（第八条、第三十六条）

ハ 定期報告の受理（第十四条）

ニ 報告の徴収、立入検査及び質問（第十七条、第四十五条）

別表第七 栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長の専決事項の項中「第十三号まで及び第二十号から第三十四号」を「第十四号まで及び第二十一号から第三十五号」に改め、同表塩釜保健所の支所長の専決事項の項第二号中「第十四号から第十九号まで及び第三十五号から第四十二号」を「第十五号から第二十号まで及び第三十六号から第四十三号」に改める。

### 附則

この訓令は、平成三十年六月十五日から施行する。

### 告示

○宮城県告示第六百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第八十五条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第八十二条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
巨理町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち巨理の区域）	総トン数十トン未満の漁船により主として刺し網を用いて行う漁業	平成三十年六月四日	巨理郡巨理町荒浜字館南一八、山川一八、山川一八、巨理郡巨理町荒浜字鳥の海六、一、玉田哲平	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六十条に規定する漁業	八人

○宮城県告示第六百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九百九十一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号「漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定」	平成三十年五月二十五日	石巻市渡波字祝田二十一、一、九、市宮祝田復興住宅一、高橋文生、石巻市塩富町一丁目三、青木英文	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第九十三条の四に規定する特定かき	四十八人

で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 湾支所の地区	養殖業
--------------------------------------	-----

○宮城県告示第六百十八号  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第三項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 八十四加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の寄磯 前網支所の地 区	平成三十年五 月二十八日	石巻市寄磯浜前浜七十 六・二 遠藤 仁 石巻市寄磯浜大松七・ 五 渡邊 喜廣	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定した る養殖業	十人

○宮城県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県管中津山地区土地改良事業水利施設整備事業（基幹水利施設保全部）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成三十年六月十五日から平成三十年七月十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河北総合支所、石巻市桃生総合支所、登米市役所

○宮城県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

東松島市牛網字海辺一三、一六の一、一六の二、一二の二・一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
気仙沼市本吉町三島九四の二
- 二 保安林として指定された目的  
航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百二十二号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町花瀨浜字浜沼二八の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百二十三号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四・七〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十四号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

平成三十年六月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字大森一〇五の一・一四一の四・一四一の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字長柴三の三（次の図に示す部分に限る。）、三の一、気仙沼市本吉町登米沢二一四、唐桑町上鮎立二六二の三、二六三の三

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷一七四

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 本吉郡南三陸町志津川字田尻畑七の一、一一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
 名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百二十五号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。  
 平成三十年六月十五日

宮城県北部地方振興事務所  
 所 長 川 名 一 彦

就任年月日	氏 名	住 所	役職名

一 就任した者

二 退任した者

平成三十年五月二十七日	中川 幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成三十年五月二十七日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地一	理事
平成三十年五月二十七日	高橋 固	大崎市田尻大貫字境二十七番地	理事
平成三十年五月二十七日	男 澤 優	遠田郡涌谷町太田字新地百八十七番地	理事
平成三十年五月二十七日	伊 藤 徳 雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十七番地	理事
平成三十年五月二十七日	千 葉 孝 志	大崎市田尻蕪栗字舞岳十八番地	理事
平成三十年五月二十七日	大友 利 明	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	理事
平成三十年五月二十八日	中澤 一 雄	遠田郡涌谷町太田字台百一番地三	監事
平成三十年五月二十八日	伊 藤 英 雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	監事
平成三十年五月二十八日	木 村 良 明	遠田郡涌谷町小里字道祖神二十七番地	監事
平成三十年五月二十八日	黒 澤 長 一	二 遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地	理事
平成三十年五月二十八日	中 川 幸 夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成三十年五月二十八日	石 澤 健 一	一 大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成三十年五月二十八日	須 藤 啓 一	大崎市田尻蕪栗字仲崩中四十八番地	理事
平成三十年五月二十八日	男 澤 優	地 遠田郡涌谷町太田字新地百八十七番地	理事
平成三十年五月二十八日	伊 藤 徳 雄	地 遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十七番地	理事
平成三十年五月二十八日	千 葉 孝 志	大崎市田尻蕪栗字舞岳十八番地	理事
平成三十年五月二十八日	大友 利 明	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	理事

平成三十年五月二十七日	黒澤 長一	遠田郡浦谷町吉住字裏越二十四番地二	理事
平成三十年五月二十七日	木村 良明	遠田郡浦谷町小里字道祖神二十七番地	監事
平成三十年五月二十七日	伊藤 英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道十四番地	監事
平成三十年五月二十七日	中 總 一 雄	遠田郡浦谷町太田字台百一番地三	監事

### 公安委員会

#### ○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月15日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

#### 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活安全部の課等の所掌事務)</p> <p>第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生活安全企画課～県民安全対策課 少年課 (1)～(7) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(生活安全部の課等の所掌事務)</p> <p>第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>生活安全企画課～県民安全対策課 少年課 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に關</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(8) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターさんだいの運営に関すること。</p> <p>生活環境課 (略)</p> <p>サイバー犯罪対策課 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に關</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(9) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターさんだいの運営に関すること。</p> <p>生活環境課 (略)</p> <p>サイバー犯罪対策課 (1)～(5) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。